## 第2章

ー選挙分析を中心として 政治改革はどこまで進んだか

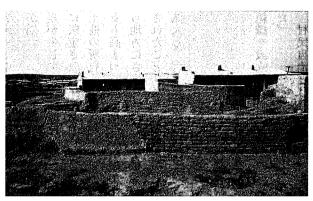


人民代表選挙へ参加を呼びかける宣伝

点を指摘し、政治改革における選挙の位置づけを行い、選挙の意義について考えてみたい。 否定できない。本章では、政治改革の一つである選挙を取り上げ、選挙の現状とその問題 政治体制下での選挙は、形式的な民主を実現するための手段という側面をもつこともまた 取り上げる村民委員会メンバーと地方の人民代表大会の人民代表の選挙は民意を直接反映 て、これまで国内外で大きな関心を集めてきた。特に、私の北京滞在期間中は、選挙につ できる数少ない機会であることから、その発展は中国における「民主の萌芽」であるとし とから、中国における政治改革に関する試みはとかくクローズアップされやすい。本章で いての議論が例年になく高まった時期であった。しかし、政権交代の起こる可能性のない 共産党による一党支配体制であり、人々には政治的自由がないというイメージがあるこ

1 一九九八・九九年の村民直接選挙

農民統治の変遷 中国の歴代統治者の課題は農民をいかに統治するかということであっ た。毛沢東時代、共産党は土地改革、農業集団化を経て、行政、生産、



ではなく、

村民委員会という自治組織が統治

盤とする村がある、しかし、

村は正式な行政

単 を基

位

設置された。さらに郷と鎮の下には人民公社

時

の二〇〇~三〇〇戸の農家からなる生産大隊

廃 開

ĩĒ

末端

の行政単位として郷と鎮

人民

公社 改革 に

組織化を行

農民を一

元的に管理した。 九八二年、

放政策の実施により、 が決定され、

社会すべての管理機能をもつ「人民公社」

よる

いる。

張ってきた。 生産請負制の導入により、農業生産は上昇し、 に発展し、 た郷鎮企業や村営企業が発展し、 分以外の農産物は自分のものにできるという農家 農家ごとに土地が配分され、 一九八〇年代の中国 他方、 農民の一元的管理は崩れ、 の経済発展 契約で請け負った 農村 経済は急速 を引 社

差が生じてきた。 が崩れ、 会が分散化し、そして平等主義 個々の農民の収入に格 また、 十五年

ら地方にさまざまな権限が 安も高まった。 土地の所有、 に限定された生産請負に対 管理への農民の不 さらに、 中央か

拡大し、

郷

鎮政府

に対

)過重な税金や費用負担を強い

されたことにより、

財政負担が は農民

た。 組織を設立し、 統治していくかが当局の重要な課題となった。そこで、 るようになった。そのため、 村民自らが村を統治するという「村民自治」 農民は党や政府に対し不満を強めており、 当局は村に村民委員会という自治 を積極的に進めることになっ 農村をどのように

村民自治とは具体的に、(1)「民主選挙」-

-村民委員会のメンバーである主任、

副主任、



代表的な報道をいくつか紹介し、

歳以上の村民からなる村民会議での討論を通じて多数決で政策を決定する、 委員を満十八歳以上の有権者の直接選挙によって選ぶこと、② 「民主的政策決定」 |村民の意見を聞き入れ、村民の政治参加を促進する、⑷「民主監督」―― (3) 村民委員 「民主管

各地で実施された村民直接選挙の様子がテレビや新聞で数多く報じられた。このなかから 直接選挙」が、 会メンバーのリコールや村務公開を実施する、を指す。このうち、民主選挙、 国内外の大きな注目を集めている。 中国では一九九八年と九九年に、 通称 「村民 全国

村民直接選挙が現在どのように行われているかを見てみ

海 林 |選」を実施―一九九八年 省 大 官 村 の 選 挙 最初に紹介するのは、一九九八年四月に中央テレビのドキ と題して放映され ユメンタリー番組 た吉林省鎮査県大官村での選挙だ。 『新聞調査』で「大官村で村役人を選ぶ」

吉

う選挙である。 からであった。 村では、 大官村での選挙が、 九八年三月から四月にかけて、 それまでのような郷・鎮の党委員会、 海選とは、 当時全国 村民が 自由に候補者を擁立でき、 の注目を集めたのは、「海選」 村民委員会主任一名と委員四名の選挙が実施され もしくは政府が決めた候補者に信任 自由に と呼ばれる方式を採用 選ぶことができるとい

投票を行うのではなく、村民の意思を直接反映させることができるため、海選は村民から 歓迎されている。 て大衆に選ばれたが、その時の当選と上級の直接の任命とは同じだということはよくわか 補者となり、 村民委員会の主任候補の一人である現職の劉小波は前回の選挙では、 における海選実施率は一五%にすぎなかった。しかし、今回は約八五%に達した。大官村 村民の直接選挙によって選ばれた。そのため、彼自身 九四年末から九五年初めにかけて実施された吉林省内の村民委員会選挙 「前回も手続きに沿っ 上級の指名により候

と元揚水ポンプ・ステーションの係員だった王臣が推薦された。そのうち、王臣は一○名 プ長である杜波、 主任候補には、 四九歳で精米工場を経営する陳守全、村民委員会副主任の孫敬海 劉のほか、 大官村を構成する六つの村民グループのうちの一つのグル ら五名

っていた」

と認めてい

た。

の村民の推薦を受けて立候補した。 正式候補者を選ぶための予備選挙では、 不正がないよう監督するために村民世帯一〇戸

民世帯を回った。有権者は白紙の投票用紙に、自分の支持する主任候補者を一名、委員候 補者四名を記入し、投票した。そして主任については、得票数上位二名が正式候補者とな ごとに一人ずつ選ばれた村民代表数名と、郷幹部がいっしょに移動投票箱を持って、各村 で投票が行われた。

その結果、

劉 が五

充一

票を獲得

Ļ

主任

に当選

した。

以外の人物にも投票できることになった。 一を超えなかったため、 二〇四票の劉と一八七票の王が選ばれた。 吉林省の規定に基づき、有権者は本選挙で二人の正式候補者 しかし、 両者の得票数がそれぞれ全体の五

ため、 なる。 補者二人のうちのどちらかに○ (マル) をつけるか、 Ļ١ 杜波 いて、 四 月一日の本選挙では、 翌 四 大官村 E も一九四票が 投票した。 月二日 の有権者数は 投票の結果、 再度投票が行 投じられた。 有権者が大官村の小学校に集まり、 一一六八名であり、 劉が四四三票、 われた。 省の規定では、 この時は、 劉も王 王が 空欄 有権者の過半数を獲得 移動 四 |も過半数を獲得できなか 远 に正式候補者以外の人物の名前 段票箱が各村民 票を獲得、 投票用紙に書かれた正式候 正式 世 した人が当選と 帯 候補者では った。 を回る方式 その

な を

非正 式 戻 補 者 が 当選 京テレビのド 九九八 年のもう一つの代表的 キュメンタリー 番組 な村民直接選挙 『紀実』で 村 は 民 同 の 選択」 年 庒 月 と題 に北

ラ 委員五名が選ばれた。 マ 九九 村 年河 の 選 北 举 省 して放映され 一月二四日から約一カ月かけて、 た河北省ラマ寺村での選挙だ。 村民委員会主任一名、 ラマ 、寺村 では、

第2章

副主任五

同

投票で、主任正式候補者二名が選出された。一人は食堂を経営する現職の陳永生(四一歳、最 月九日、選挙全体を管理する選挙グループが投票箱を持って村民代表を回り、村民代表の 二月二四日、候補者受付が始まり、党の推薦と自己推薦により、約一○名が立候補した。三

終学歴は中学卒業)で、もう一人は村営電子機器製造企業の社長である陳永亮(三六歳、高

校卒業)である。

ちらかに○(マル)をつける。どちらでもない場合は、空欄に他の人の名前を書いてもよ てくれ」と抗議を受け付けなかった。 村民は選挙グループに対しこのことを抗議したが、グループは「鎮長、鎮党委書記に聞い に対し何度も選挙方法を説明した。主任の投票用紙には、二名の名前が書かれており、ど 三月二二日、本選挙が実施された。ラマ寺村初の直接選挙のため、選挙グループは村民 選挙の過程で、他の村では行われてきた立候補演説がラマ寺村では行われなかった。

上に、左金文 有権者数は一七九八名、当日の投票率は九九%だった。開票では、二名の正式候補者以 (四〇歳、中学卒業)への投票が伸び、最終的に左が九六五票を獲得し、

左は村で個人タクシーを経営し、また妻も小売店を経営し、どちらも商売はうまくいっ

繊維業と豆腐作りが行われているにすぎず、村全体が経済的に貧しかった。そのため、水、ゴ ミ収集、 ていた。 道路整備といった生活環境の整備が遅れており、村民の不満も大きかった。 ラマ寺村の産業は、その名のとおりラマ寺を中心とした観光業が中心で、細々と

式候補者でありながら左が当選したのは、事業能力の高さへの村民の期待があったからだ

の修理も行

評価を村民に聞 い主任に) 北京テレビは、 われた。 高望みしてはいけない」と述べた。 .いた。それによれば、電気の供給は好転し、停電がなくなった。 選挙から約一年後の一九九九年四月、 しかし、ゴミ収集と水はまだ手つかず状態であった。ある村民は 九九八年上半期には、 数多く目にした村民直接選挙に関する報道 村を再び取材し、左主任に対する また道路

村民 九九九年の |直接選挙 七月以降はバッタリ止んでしまった。しかし、九九年に入り再びその報 が 增 えた。

年十一月に「選挙実施細則」が採択され、十八歳以上の八五〇人に参政権が与えられ、任 挙を報じた。この村は、九八年十月に江沢民が視察した模範村だった。人口一二〇四人で、同 九九九年一 月四日、中央テレビの 『焦点放談』が、 安徽省五河県頭舗郷屈台村での選

おり、 問題があれば法院などで審議する」と述べた(この選挙の実施状況は『東亜』一九九九年六月 水が列席した。 選挙全体の監督には、 強調した。 丁に対しこの三年間の実績について質問が出た。 王と丁が立候補演説を行った。王は貧困からの脱却を訴えた。 八票の現職である丁雲品の上位二名が正式候補者に選ばれた。 が実施され、 意 (の推薦により主任と副主任を選挙することが規定された。同年十二月二二日に予備選挙 在上海日本総領事館書記官や、安徽省五河県の指導幹部、 そして、 推薦された候補者に対する自由投票の結果、二〇七票を獲得した王保田と七 辛は、 全村民による投票の結果、丁が四八六票を獲得し、 「郷政府は村民委員会に対し『領導』(指導)関係があり、 五河県民政局があたった。 選挙当日には、 最後に丁は自らが私利私欲のないことを 翌二三日, 有権者との質疑応答では、 安徽省社会科学院 多くの来賓が招待されて 主任に当選 本選挙の当日 また何 の辛秋 した。 ילק ללי

経緯や結果ではなく、選挙に対する村民の不満を報じた。ある農民は、中央テレビの人気 り上げて、「『東方時空』とは違い、自分の村では不公平な選挙が行われている」と強い不 九九九年一月九日の山東衛星テレビは、山東省莱西市院上村での選挙について、 『東方時空』が以前、 村民直接選挙がうまく実施された村について報道したことを取 実施

号所収の諏訪一幸論文が詳しい)。

だった。また、開票が公開で行われていないため、 紙が見つかったが、 満を表した。彼が指摘した不公平とは、 発表された開票数には後で見つかった投票用紙分も含まれていたこと 開票結果の公式発表後に開票されてい 村民が開票のやり直しを要求したり、 ない

選挙管理に公安が入り込んでいることにも村民は不満を表明した。

ľλ の議決機関であるはずの村民会議など存在せず、隊長選挙だ」「村民委員会組織法に合って ない」 九九九年一月十三日の浙江衛星テレビは、浙江省臨安市上甘村での選挙について、「村 「差額選挙が行われていない」などの農民の不満を紹介した。

\* する信任選挙のことを指す。 現在の村のもととなった人民公社の生産大隊の指導者を隊長と言う。隊長は上級組織に よって選ばれた。ここでいう「隊長選挙」とは、 上級組織によって選ばれた候補者に対

共産党の方針 を 村民直接選挙は政治的に「敏感」 コミ独自の判断で行うことはできない。 な問題であるため、その報道もマス そこでは事実上マスコミは共

としたのだろうか 反 映 g る 報 渞 産党の意向を伝えることになる。 それでは、 マスコミは何を伝えよう

第2章

九九八年上半期の村民直接選挙報道は、 海選方式を採用した吉林省大官村のケース、

直接選挙が そして正式候補者以外の人物が当選した河北省ラマ寺村のケースに見られるように、 いかに民意を反映したもので、民主的に行われているか、 という点を伝えるこ

とに重点が置かれていた。

道したのである。 題は積極的に報道する。中国当局は、外国メディアが取り上げることを折り込み済みで報 接選挙について度々伝えた。外国メディアも村民直接選挙のような政治改革につながる話 る。この時、国内報道だけではなく、対外向けの英字紙『チャイナ・デイリー』も村民直 により、中国の政治改革の進展具合を対外的にアピールする意図があったことがあげられ るというものであった。第二に、同年六月にクリントン米大統領の訪中を控えていたこと の改定審議が始まり、その採決に向けて、当局が世論作りを行った点があげられる。その その背景として、第一に、一九九八年六月から全人代常務委員会で「村民委員会組織法」 論調は「組織法」試行以来約十年間実施されてきた村民直接選挙を積極的に評価す

かといった制度上の問題点を強調することに重点が置かれていた。そうすることにより、 制度的欠陥 が これに対し、一九九九年の報道は、村民直接選挙の実施方法に対し、 かに不満をもっているか、選挙がいかに法律に則って行われていない

セ

z

が不透明で、

郷・鎮当局

が関与した可能性

を否定できな

る

選挙 改定された りに選挙が実施されてい の制 度化はまだ不十分である。 「組織法」 の実施を徹底させようという意図があったのだと思われる。 ない。 また、 実施 差額選挙とは 細則が整備され ζį てい うものの、 な ر ۱ 正式候 細則 は あっ 補者決定までの てもそ 確 かに、

調査に参加した人は れたのはここ一、二回というところが大半を占めている。また、九九年一月八日からアメ 村でも、 際に四回実 。選挙 【直接選挙は、 過去二回は上級の党機関から指名された候補者への信任投票で、 ーター財団のメンバーが重慶市内で実施された村民直接選挙を視察した。これに 月十四日付と二月三日付の **〜施された村は少数で、まだ一回目というところが多い。** の主管部門である民政部は公式の場では六○%の村で村民自治が成 、九八年に党と政府の関連機関による村民直接選挙に関する大規模な合同 「成功は二〇%」と言い切る。 九八七年に初めて実施され、 『人民日報』は、 これまでに多いところでは 四回の選挙を経たとは 視察団 メンバー また、 が 差額選挙が行わ 高 四回実施された いうものの、 四回 労し 価 |実施さ を行

の管理がかなりルーズ。

しか

月十四日のAFP電は

「秘密投票は行

われ

てい

な

Ĺλ

投票用紙

形式を学んでいるだけで

選挙手順に改善の余地がかなりある。

(選挙の)本質を得ていない」「大部分の投票は秘密選挙で○(マル)を付けるものではな ?も候補者の政見がわかっていない。投票用紙と投票報告表が厳しく管理されてい

ないし、 の評価を伝えた。 大部分の地方の候補者数は当選者プラス一人というもの」という視察団メンバー

村民直接選挙の意義 村民直接選挙と言っても、全国でまったく同じように行われてい るわけではない。それは、 制度的な欠陥といった技術的な問題に

執行しなければならない。その際、村民委員会の役割は大きく、農民の政治参加の意識は の経済力が弱く、 の直接選挙に対する考え方が異なるからである。それはだいたい次の三つに分類できる。 よるものではない。 第一が、農業を主とし、村営企業、郷鎮企業が発展していない村である。この場合、 農民に対する統制力も弱いため、村幹部は農民と相談して村事を決定し、 むしろ、村の経済状況の違いによって、村民委員会の存在意義や村民

おり、また医療保険なども村が保障している。そのため、農民は生活に不満がなく、村民 村全体の経済力も強い。農民は二階、三階建ての持ち家を保有するなど豊かな生活をして 第二が、農業、企業が共に発展している村である。この場合、農民は経済的に豊かで、

強い。こうした村が中国全体には多い。

を「民主の萌芽」などと称賛するのは過大評価である。

東部沿海地 自治は要らないと思っており、 第三が、 経済的 に貧しい村である。 村民直接選挙の必要性も感じていない。 農民はその日暮らしの生活をしており、 こうした村は中国 村民自治ど

な手段を模索し、その結果たどり着いたのが、村民直接選挙を含む村民自治である。それ のが現状だ。以前の方法では農村を統治できなくなってきた共産党が農村を統治する新た 村民直接選挙は「下からの民主」というよりも、「上からの指示、動員」で行われてい 村民委員会すらないところが多い。こうした村は内陸の貧困地区に多

ら十年 と言えるのかもしれない。 選挙の経験を数多く経れば、農民の政治参加の意識、民主の意識は高まってくるかもし 一の中 二十年、 現状ではまだ経験と言えるような経験を経ている農民はごく一部であり、 -期的な視点で言えば、 三十年といった長期的な視点で言えば、すべてのことは民主化してきた しかし、それは現実的な思考ではないように思われ 選挙の制度が本当に根づくかどうかが カギとなってくる 五年 まだま ゕ

だ長い年月が必要である。

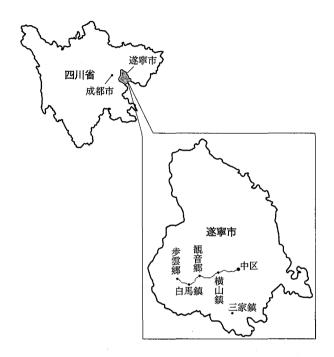
歩雲郷がある(図1)。この人口約一万人の農村で一九九八年十二月、中国初の郷長直接選 である中区から西に向かって、横山鎮、観音郷、白馬鎮を経て、車で約二時間のところに 四川省の省都成都市から東に約二三〇キロメートルのところに遂寧市がある。その中心

挙が行われた。

当局は国内メディアの取材すら受けなかった。 月中旬以降、 心があまりに高く、この選挙に関する報道が海外にこれ以上流れることを恐れたため、二 その直後から二月にかけて、欧米メディアが歩雲郷に入り取材を行った。しかし、その関 九九九年一月十五日付中国の週刊紙『南方周末』がこれについて詳しく報じたことで、 遂寧市当局は歩雲郷当局に対し対外宣伝禁止を通達した。それ以降、 歩雲郷

郷長直接選挙は中国初のケースであり、その後他のところで実施された形跡はない(二〇〇 年三月末現在)。しかし、この唯一行われた選挙で出てきた問題は今後の直接選挙のあり 後に述べるとおり、 中国では憲法により郷長直接選挙は認められていない。 歩雲郷

## 図1 四川省遂寧市全図



方を考える上で、多くのことを示唆している。

郷長直接選挙の実施状況 他の資料によれば、 『南方周末』とその

票が行われ、 選挙規定によれば、三〇名の有権者の推薦で立候 規定では、 同会議」において、立候補演説を行い、 郷人民代表大会主席団メンバー、 補することができた。十二月十五日、 十一月二七日に公示され、 郷長直接選挙は次のように行われた。 て選ばれるほかに、 である蔡雲輝の上位二名が正式候補者に選ばれた。 三名の村民代表など一六二名からなる「選挙区合 関指導者、 村の幹部、 正式候補者は、 中学校の教師である周興義と村主任 政党、 村民グループ長、 人民団体、 選挙区合同会議を通じ 一五人が立候補した。 郷の党 大衆組織に 候補者は 一九九八年 その後投 各村から ・政府機



遂寧市歩雲郷の景色

た

四五 か 5 実 歳 回 施 の上限を取り消したことや、 Ŧī. F 歳 の 門 と定 題 点 めてい 南 方周末』 た立候補資格のうち 公示当初、 は、 立候補者 選挙 Ŧ. Ď 歳 渦

秋が れた。 Ŧī. による直接選挙が行わ よる 〔得票率五〇・一 公開 議決を経て 74 四九名中、六二三六名が投票した の推薦として郷党委員会副書記であ 近式 推薦 九九年 九五%)。 演 既説会が 候 が 論補者 認 め 九 %) 月四日、 行 に加 5 直接選挙 その結果、 わ ħ がわっ れ ラ を獲得 れた。 ζJ による郷 歩雲郷人民代 た。 譚 月三一 有権者数 その後、 そのた が三 郷 長 が 長 (投票率 Ħ め、 表大 に選 á 誕 万 郷 譚 共 民 口 暁 產



豚肉加工を営む歩雲郷の優良私営企業。社長は郷長直接選挙に 立候補したが予備選で敗れた

記入したことなどの問題点を指摘するほか、人民代表大会が直接選挙で選んだ郷長を議決 が行われなかったこと、文盲者に対しては村幹部からなる選挙関係者が代理で投票用紙に が支援グループを組織できなかったこと、演説で候補者どうしが鋭く対立するような質疑

する権限を保有するのか、といった疑問が提起されたことを伝えた。

れたことであった。 同会議の段階ですべて落選した。直接選挙である以上、そうした可能性は最初から予想さ 副書記、 たことも問題であろう。立候補した一五人のうちには、郷人民代表大会主席、 『南方周末』が指摘した疑問以外に、事実上共産党に正式候補者の推薦枠が与えられてい 郷総合管理事務室主任という郷の党・政府幹部三人が含まれていたが、 共産党への推薦枠は、そうした事態になっても、 共産党が正式候補者 郷党委員会 選挙区合

票行動いかんによる。その点が直接選挙の最大の特徴である。その投票行動を左右したの 苦しい農民の経済状況 選挙の実施過程に問題があったかもしれないが、郷民による直 接選挙で郷長が選ばれる以上、誰が当選するかは郷民自身の投

を立てることができることを保証したものであったと言える。

残念ながら私は歩雲郷の経済統計をもっていない。しかし、郷長に当選した譚が立候補

は、歩雲郷の経済状況と言えるだろう。



花満開のアブラナ畑(遂寧市歩雲郷)

年の遂寧市全体の農民一人当たり純収入が一ム以下であったことが推測される。一九九八

郷の農民一人当たり平均年収入は二〇〇元以

穀物生産一人当たり平均四〇〇キログラ

〇元以上……」と述べていることから、

歩雲

入はかなり低い。

七八三元であることから、

歩雲郷

の農民

の収

な問題について質問した。それらは、 汚水排出、 公開演説会において、 農民 老人扶養、 負担、 品種 土地の荒廃、 「生猪税 水利修繕などさまざま 有権者は候補者 豚 学校の費用徴収、 の 餇 育 Ë 農民の か に対 か る

ラム以上、農民一人当たり平均年収入を二○する。穀物生産一人当たり平均四○○キログ演説で「私の任期中に必ず以下の目標を達成

<sub>થ</sub> 挙戦の争点になったと言える。歩雲郷の主要産業はアブラナと小麦の生産そして養豚であ ること、選挙責任者によれば選挙の最大の争点が農民負担と生猪税だったということから 日常生活に密着したもので、自分たちがいかに経済的に豊かになれるかということが、選 政府が徴収する税金や費用といった負担が収入の少ない農民の生活を長年にわたり圧

状況からの脱却を誰に託すかという思いから、郷民がどの候補者に投票するかを決定して 洪水が歩雲郷の農民たちにも大きな経済損失を与えたことは間違いない。こうした苦しい 月十八日から二十日までの豪雨では農業分野の経済損失だけで五○九三万元に達した。大 も、一○万人の生活用水と九○万ムー(約六○○アール)の穀物作物に影響を及ぼした。 歩雲郷では、通常一年のうち六月と七月にしか雨が降らないため、恒常的に旱魃が問題だ。 迫してきたことが推測される。 た八月十九日から二一日までの洪水で遂寧市の直接的な経済損失は四・二億元に達し、九 しかし九八年は、六月と七月の二カ月に大雨が降り、水害が発生した。遂寧市全体で見て さらに農民たちの生活困難に拍車をかけたのが、一九九八年の度重なる大洪水だった。 ま

いったものと思われる。

関係者は 区域にあたる遂寧市中区の主導により、 中 ・国初の「公選」実験地区 「民意に符合したもの」 うか。 なぜこの時期に歩雲郷で郷長直接選挙が実施されたの としか語らず、 『南方周末』 秘密裏に行われたものだった。 によると、 詳細 を明らかにしてい この選挙は歩雲郷 実施 な 理由 の Ŀ につい 部 行政 だろ 選 7

代表の投票により、候補者の中から正式候補者二名を選び、郷人民代表大会において人民 者から一人を選ぶというものである。公選とは、 説明すれば、 挙について、 で「直接選挙」(「直選」も同意語)と「公選」 L表が投票で一人を選ぶというものである。民主という観点から言えば、直接選挙のほう 遂寧市では、 この時期遂寧市は他のところとは異なる状況があっ 直接選挙はすでに見たとおり、 九九八年六月から十一 月まで実験的に郷・鎮で公選が実施され その郷・鎮の住民全員の投票で、 を区別しておこう。 該当する郷・鎮に属する村の幹部と村民 郷長と鎮長の選挙を例に た。 数名 た。 0 候補

第2章 選 ルの党委員会書記の公選も中国で初めて実施された。 でが 遂 寧 実施された。 市では、一九九八年六月の保石郷長から同年十一月の横山鎮長まで、計一三回の公 そして、 保石郷長の公選は中国初の郷長公選であった。 以下、『遂寧日報』 の報道に基づき、 郷

がより民主的と言える。

鎮

実施状況を簡単に紹介しておきたい。

横 山鎮長公選 九九八年十一月、横山鎮長の公選が実施された(『遂寧日報』同年十一

研究所所長で中国体制改革研究会コンサルティング計画センターの高級研究員李凡博士、 び社長代表、 現場で指導にあたった。 熊継堯・遂寧市党委書記兼同市人民代表大会主任などの賓客、 遂寧市中区指導者、横山鎮人民代表、横山鎮機関・単位指導者、各村の幹部、 離退職した老幹部など約六七○人が参加した。また、『人民日報』 月五日)。午前、鎮長候補者の公開面接試験が実施され、遂寧市指導者、 指導者が特別に招待され、 党員、 世界·中国

員会常務委員会拡大会議が、 臨んだ。 公選に参加した六人の候補者は、 面接試験の後、 代表による現場での民主的な審査、 その民主的な推薦の結果に基づき、 厳格な筆記試験と組織による考察を経て、 推薦を経て、 討論し、 鎮長候補者を決 遂寧市中区党委 面接試験に

引き続き開かれた横山鎮第三回人民代表大会第一回全体会議で、 正式な選挙を経て、 遂寧市中区南強鎮の元鎮長助理である鄧紹斌が全票を獲得し、 代表の十分な根回し、

横山鎮長に当選した。

中

国初の

村党

支部書記の公選である

(『遂寧日報』

同年十二月四日)。

村の全党員以外に、

村党

活動 用チャンネルの拡大、 拡大する遂寧 熊 の成功は、 遂寧市党委書記兼同市人代主任は 市 第十五 ・中区の重要な試みである。これは幹部人事制度のさらなる改正、 次に紹介するのは、 優秀な人材選択に対して重要な意義を備えている」とコメントした。 一回党大会の精神を深く貫徹し、 九九八年十二月二日に実施された三家鎮 「横山鎮長公選の成功を十分肯定する。この公選 民主政治建設を強化し、 基層民主を 人員 馬鈴 の任

建設を訴えた。 選んだ。 選挙に参加 支 部 書記 候補者五人はそれぞれ選挙演説を行い、 公選 した。 また、 まず彼らが候補者を推挙し、 村幹部、 向は九九年に三万元の資金を充て、 会社社長、 部の大衆代表、 呉華 呉は科学的な耕作、 雲 向興龍、 鎮党委員会指導者など約七○人が 村の小学校を修復し、 鄧傳国、 村務 公開、 朱万明 耕地 また九九 ら五人を 基本

党員大会が開かれ、 出席者全員が投票し、 全党員による選挙が実施され、 その結果、 呉と向の二人を正式候補者に選んだ。その後、 向が当選した。

年の全村民の平均年収を一五〇元アップさせる目標を掲げた。

演説後、

な 郷長直接選挙 横山鎮長の公選が行われた直後、遂寧市当局が農民にヒアリング をしたところ、「公選は所詮少数が幹部を選ぶにすぎず、 一般住民

とは一線を画している」「いいか悪いかは、

われわれ自らが選ぶか

が

行

ħ

た

か

常務委員会に直接選挙の実施を提案し、 直接選挙に至った背景に関する遂寧市当局者の説明である(『南方周末』)。 どうかだ」といった回答が寄せられた。 のか。当局が出した答えが郷長直接選挙だった。その後、 常務委員会で決定し、 一般住民との一線を取り除くにはどうしたらい 当局は遂寧市中区人民代表大会 実施に至った。 以上が郷長

者によれば、 立てる郷民に自ら郷長を選出させるよう決定したと伝えている。 が強制的に派遣されたが、その仕事ぶりがよくないので、郷の共産党指導者が不安を騒ぎ 九九年二月二七日付『ワシントン・ポスト』紙は、歩雲郷では九七年に上級機関より郷長 遠く離れているため、情報が外に漏れにくいことをあげている(『南方周末』)。他方、一九 (同一の父系の親族、および家族の集団)勢力の影響力が小さいこと、遂寧市中心部から最も それでは、 歩雲郷は人口一万人あまりにすぎず、人口構造が単純で、選挙時の「宗族」 なぜ歩雲郷で郷長直接選挙が行われたのだろうか。遂寧市中区党委員会関係

以上のことから、

歩雲郷での郷長直接選挙は、一九九八年六月以降遂寧市で実験的に実

鎮、

りを当局が した郷

長

年十月三一日、遂寧市中区横山鎮迎水村第四回村民委員会選挙が実施された(『遂寧日報』 村民直接選挙自体が事実上初めて行われたばかりのところで、 という採決方法をとってきたが、今回初めて直接・差額・無記名投票となった。つまり、 委員会主任周良勳によれば、これまで遂寧市の村民委員会メンバーの選挙には挙手、 同年十一月二日)。遂寧市党委員会組織部副部長余海元、遂寧市人民代表大会人事代表工作 れたのである。 ·かし、遂寧市では選挙が計画的に段階を追って行われていたわけではない。 このようなところで、「民主の萌芽」が実際に見られるのだろうか。はな 郷・鎮長の公選や直選が行

だ疑問である。

.長直接選挙は 当局は、歩雲郷の郷長直接選挙をどう見たのだろうか。民政部関係者

から実施にあたっては、中央の承諾を受けていたものと推測される。『法制日報』は、 凡博士も観察員(オブザーバー)として歩雲郷の郷長直接選挙に招待されていた。このこと 拡 大 するのか 解していた。 によれば、 歩雲郷で郷長直接選挙が行われることを民政部は事前に了 また、 横山鎮長公選に招待されていた『人民日報』 の李

革の目標の深化に向けて踏み出す別の一歩である」と伝えた。 述べるように一九九九年一月十九日付紙面にいったんこの選挙に批判的な論文を掲載した 月二六日の中央テレビの番組「金土地」は、「郷民が指導者を直接選挙することは、農村改 が、四日後の同月二三日付で「農村政治体制改革の重大な突破である」と肯定した。また、二

歩雲郷の実験に対し、私は非難の余地はないと考えている」と述べている(『亜洲周刊』一 である。そして民衆が自発的に行ったものであり、中央の指示によるものではない。 江沢民のブレーンと目されている中国社会科学院の元副院長である劉吉は、「結局は実験

接選挙自体は行われていない。しかも、すでに述べたとおり、直接選挙に関する情報が外 九九九年三月十五日~二一日)。その後、郷・鎮長の公選は一部の地域に拡大したものの、直 に漏れることを当局が非常に警戒した。以上のことから判断すれば、歩雲郷の郷長直接選

あくまでも実験にすぎず、中央は実験として肯定的に評価していると言えるだろう。 直接選挙を積極的に全国に普及させようという意図は見られない。

していることを知っている」と述べているように、上級の行政機関、 大きぃ。 か ることはできない。先述の李凡博士も「多くの人がこのような選挙(郷長直接選挙)に反対 はそれ以上の行政レベルでの首長の直接選挙実施要求が住民から出てくる可能性も否定す によれば、 ?に郷や鎮レベルの行政機関の下部行政機関として機能しているが、「村民委員会組織法」 村民委員会と郷・鎮レベルの行政機関は根本的に異なるものである。 最も基層の正式な行政機関なので、 村民委員会は行政機関ではなく、 いったん郷 ・鎮長の直接選挙が各地に普及した場合、 郷・鎮長の直接選挙を行った場合、 自治組織にすぎない。 しかし、 上級 特に郷・鎮のひとつ 村民委員会はたし の県 結果の影響は 郷

・鎮となる

法治と民主 政治改革を進めていく上で、今後郷長や鎮長の直接選挙が全国に普及して いくかどうか、そして上級の県長や市長にまで直接選挙が拡大するかどう

かということも重要なことだが、歩雲郷の郷長直接選挙はそれ以外の大きな問題を提起し

第2章

る。

上の県レベルの当局者が直接選挙で首長を選ぶことを歓迎していない。

明日はわが身であ

た。一九九九年一月十九日付『法制日報』が一面で掲載した「民主は法律を超えることは できない」と題する査慶九の文章は、 法治と民主の関係について論じた。少し長くなるが、

代表によって選挙される。有権者はその人民代表を直接選挙するのであり、郷長を直接選 選挙は致命的な問題をかかえている。それは『中華人民共和国憲法』、およびその他関連の 厳格に法定手続きを守り、法律の範囲を尊重して、はじめて保証と発展を手にすることが 威をもつことである。すべての組織と公民個人は厳格に法に依って事を行わなければなら 家建設に力を尽くしている。法治国家の基準は何か。最も基本は、憲法と法律が最高の権 挙するのではない……我々はすでに法によって国を治める方策を確立し、社会主義法治国 法律の規定に直接違反しているのである……規定によると、郷長は郷人民代表大会で人民 中国の特色ある社会主義民主政治を建設する能力があることを表している。しかし、 生した。……この直接民主選挙は、民主が西側の『特許品』ではなく、 引用してみよう。 「一九九九年一月初め、四川省遂寧市歩雲郷で中国初の、住民の直接選挙による郷長が誕 いかなる組織と個人も憲法と法律を超越して、事を行うことはできない。 中国人民自身にも

体的 法治の原則をうまく利用した点である。 観できるのは、 共産党の支配維持の援護となる。 の下では、 まりに反動が大きすぎ、 を目指すことになったが、 う権力者の専制的な統治が長く続いた。一九八○年代になって中国は「社会主義法治国家」 公権力が行使されることを指すが、この文章が言う法治は、 まり、法治と民主は両立しないという見解を明らかにしたと言える。法治とは法に基づき でさえも法治国家だったのである。 では法の内容ではなく、 この論文のポイントは、 な内容にまでは踏み込んでいない。 法 の内容は自然と中国共産党の政権維持に有利な内容となり、 「村民委員会組織法」という法律による保障があるからである。これこそ、 法の遵守が最も優先されている。 過剰なまでに法の絶対性を強調することになった。 郷長直接選挙を「法治」の原則に違反するとした点にある。 人治と法治は対極にあるものなので、一八○度の方向 第二次世界大戦中のナチスドイツやファシズムイタリア 共産党が村民直接選挙の拡大を自治組織でのことと楽 中国では、毛沢東時代に代表される「人治」とい 中国 法の絶対性を強調し、 [共産党による一党支配 法の遵守は しか 転換 法 中国 体制 そこ はあ (の具

有権者が各級政府の行政首長を直接選挙

できないことではなく、多くの地方人民代表選挙において、民主の原則が貫徹されず、

の指摘はさらに続く。「当面存在する問題は、

革の重点が、首長の直接選挙ではなく、人民代表選挙に置かれていることを示してい 選挙というまったく別の問題にすり替えられてしまっている。 つも形式に流されていることである」。ここでは、郷長直接選挙の問題が、地方の人民代表 法治の原則、 そして地方人民代表選挙の問題へのすり替え。 査は、 また、 郷長直接選挙の本質 中国における選挙改

## 3 海淀区人民代表選挙

考えに沿ったものと言える。

と大きくかかわっている民主の問題を素通りしてしまったのである。それは、

で、五年に一度実施される。北京大学が属する海淀区の人民代表選挙は同月十五日に実施 にある一八の区、県の人民代表大会(日本の地方議会にあたる)の人民代表を改選するもの 京市区県人民代表選挙が一九九八年十二月に北京市各地で行われた。これは北京市内 以下、 北京大学での選挙実施状況についてのデータを整理するとともに、 その特

徴と、

、選挙について私の見方を紹介したい。

選挙区が党務・学務管理部門、 系学部、 属する。 れる 属 区で各二名、第三選挙区で三名となって そして人民代表の定数は、第 ており、 けではなく、 かれており、 町 (している職場や学校のこと)、居民委員会 『内会に相当)ごとに「分会」に分けら -位ごとの選挙区 (図2)。北京大学は燕園街道分会に 中国語教育センターなどからなる。 、その中は三つの それは第三選挙区に含まれ 燕園街道分会には、 第二選挙区が文科系学部、 近くの居民委員会も含まれ それぞれ第一選挙区が 割 区は、 海 「選挙区」 淀区 北京大学だ サー 内の選 単 位 に分 2理科 丽

## 図2 選挙区の仕組み(イメージ)

# 無國街道分会 (分会選挙管理委員会) 第一選挙区 (選挙区管理委員会) 第二選挙区 (選挙区管理委員会) 第三選挙区 (選挙区管理委員会) (学部管理委員会) - 第1組 - 第2組 - 第3組 - 第4組 - 第5組 - 第6組

(出所) 筆者作成。



人民代表は人民が選ぶ 人民代表は 人民のために」:北京市区県人民代表 選挙のポスター

名の人民代表枠をもっていると 海淀区人民代表大会に計六~七 北京大学は一つの単位として、

単位、

居民委員会で投票する。

人に与えられ、自分が所属する 言える。投票権は十八歳以上の

そのため北京大学では、

教職

だけでなく、 学生も投票する。

社会学部は第

選挙区内は、

て発表される。また第三選挙区では、中国語教育センターに二つの組が設置された。なお、組 として二○~四○名の有権者が属する。 一組から第七組に分かれ、 学部を中心にいくつかの これら組分けと組長、 一つの組には一名の組長が置か 組 に分かれている。 構成メンバ 例えば、 n 1 第二選挙区では、 は掲 構成 メン 示によ バ 1

名なのは、 د يا る。 第三 一選挙区だけ定数が 居民委員会が含まれ

ているためだ。このことから、

分けは、 次に、 選挙管理組織について見てみよう。 教職員と学生、課ごとになっている。 まず街道分会に統括組織が設置される

(名称

会組織部主任など大学の幹部からなる。 は不明、 選挙区にも統括組織が設置される(名称は不明、「選挙区選挙管理委員会」としておく。 選挙区選管)。 「分会選挙管理委員会」としておく。 学部主任(学部長のこと)や学部党委員会書記など四~五名で構成され、 以下、分会選管)。 構成メンバーは大学の党委員

主任、副主任が置かれる。しかし、メンバー数から考えて、すべての学部から選ばれるわ 部内の組についての事務的な統括をし、選挙人名簿、「選民証」(選挙人証明書)の作成など けではない。 さらに選挙区の下にあたる各学部の事務室内にも選挙管理委員会が設置され、ここが学

以上のことを整理すると、選挙管理については、「分会」 (選挙管理委員会) 「選挙区」

(管理委員会)—「学部」(管理委員会) 1 「組」のようになっている。

による候 「反復討論、 補者選び 民主協商」 揃えれば誰でも候補者になることができる。組長が候補者をと 次に候補者について見てみよう。有権者一○名以上の推薦者を

りまとめ、選挙区選管に提出する。最初の段階では、何十名と

推薦者の数だけでなく、年齢、民族、 いたのかどうか、どのような話し合いが行われたのかも公表されない。候補者選びには、 決定した候補者は公表されない。また、話し合いに選挙区選管のメンバー以外の出席者が 主協商 いう候補者が生まれることになる。そして、選挙区選管での「反復討論(繰り返し討論し)、民 (民主的に相談する)」により、各選挙区の候補者を一○人前後に絞り込む。しかし 職務 (教師と学生の比率など)、所属単位、 性別、こ

なっている。しかし、候補者を出せなかった学部もあった。話し合い段階での出席者の政 別では先生が八名、学生二名、また所属単位別では各学部からだいたい一名は出るように 薦者数について言えば、少ない人で二六名、多い人では四○○名以上とバラバラで、 治力がモノをいうのだろう。 こうして、例えば第二選挙区では最初の候補者として一○名が決定された。 彼らは、推 役職

れまでの活動実績などが考慮される。

次に、第二選挙区ではこの一〇名の中から正式候補者三名を選んだ。まず、各組ごとに

選挙区選管メンバーと分会選

協

商 バ

を行

ζJ

第一

一選挙

X

1

とが、

反

復討

論

民

理論という学生の間で今人気の 正 は 定 = 第二 候 補 一選挙 第三選挙区で 者 が 区の 決定 朱 さ 蘇 n は 力 四 ĺż 名 法 表

学部もあった。 多数 異なった。 また別 で候補者を選んだ。 の組 各自が三名を選んだ別 で ある組 は では、 ある有 この 権 〇名の 者 場合は が 誰 候 か あくまでも話し合い を 補 推 者の名前 薦 そ を 頄 0 推 番 薦 に 読み上げ、 である。 に対する賛成の挙手を求 さらに、 人が 投票用紙 回 一举手

が

賛 進

成

って異なった。

ある学部では

挙

手 o)

Ē 有

よっ

て

ゎ

n

L 選

かし、

挙

手

の方

b

組 は

ょ 学

つ

対

7

よる 行

予

備

を行う。

投 法

予備選挙の投票結果をもとに、 北京市海淀区选举委员会 关于公布正式代表候选人名单的公告 (98)海选字第 169号 北京市海淀区选举委员会蒸园街道分会第二选区选民在提名 推荐代表候选人初步名单的基础上、进行了反复讨论和民主协商。 根据较多数选民的意见、确定该选区选举区第十二届人民代表大会 代表的正式候选人名单如下: 工作单位及职务 性别。年龄 民族 北京大学法律学系教授、博士 男 43 汉 朱苏力 生导师、法理教研室主任 Ñ 北京大学经济学院教授、海士 20 (1) 生导师 副院长 Ÿ 北京大学国际关系学院98级 黄培结 本科生,学习委员 松定于 12月 15日(星期二) 財至 財在 选举站投票选举。请按时到站投票。 九九八年十二月九日

燕園街道分会第二選挙区の 立候補者に関する公告

## 表8 候補者確定に関する公告

選挙民が推薦した代表候補者の第一段階でのリストを基礎に、反復討論、民主協商を行った。多数の選挙民の意見に基づき、正式な代表候補者を以下のように確定した。

## 《第二選区一定数2》

朱蘇力 (男、43歳、漢族) 北京大学法律学系教授、博士指導教師、法理論教学研究室主任

劉 偉 (男、41歳、漢族) 北京大学経済学院教授、博士指導教師、副院長

黄培皓 (女,19歳,漢族) 北京大学国際関係学院1998年入学学部生,学習委員

## 《第三選区一定数3》

李 蘭 (女, 45歳, 漢族) 燕園街道辦事処副主任

張兆東 (男, 48歳, 漢族) 北大方正集団公司総裁

陳文申 (男, 42歳, 漢族) 北京大学校長助理, 人事処処長

鞠傳進 (男, 35歳, 漢族) 北京大学校長助理, 総務長

なお、

第一

選挙区については確認できなかった。

言われ も有名で、売上げは北京大学の貴重な財源となっている (一部には三分の一を補ってい 方正集団公司 済学者のホープである。 る研究を行っている。 てい . る)。 というのは、 陳文申と鞠傳進とは、 黄培皓は大学一 劉偉は、 北京大学が経営するコンピュータ関連 **積極的に論壇に登場し、政府とのつながりも強** 校長 年生である。 の秘書であり、 第三選挙区の張兆東の所属 学務管理部門の有力者である。 の会社である。 世 する北 い若手経 昇的 るとも

容は、 ものは、 そ の後、 正式 北 【候補者に選んでくれたことへの有権者への謝辞を述べるにとどま 正式 京大学の学内テレビで流れた候補者へのインタビュ 候補者が 有権者に対して所信表明をする機会は ーであった。 なかった。 唯一それらしき しか って ζJ しその内

った。 月十七日に発表された (表9)。 れ、十二月二一日に再び結果が発表された(表印)。しかし候補者の得票数は公表され 投票は、 選ば、 十二月十五日午前六時から深夜零時まで行われた。 れた人民代表が初めて召集される海淀区人民代表大会は、 なお、 第一選挙区では十二月十八日に二回目の選挙が行 選挙結果は、 翌一九九九年一月十 二日 後 の十二 なか b

刀口 投票率は、平日にもかかわらず、すべての選挙区で八五%を超えた。しかし後で述べる に開催 された。 第一選区:有権者数8,905名,投票者数7,944名(投票率89.2%),実際の投票者数7,912名

第二選区:有権者数7,736名,投票者数6,654名(投票率86.0%),実際の投票者数6,542名

第三選区:有権者数7,917名,投票者数7,462名(投票率94.3%),実際の投票者数7,322名

「選挙実施細則」第49条に基づき、①投票率50%以上で選挙は成立する、②投票者数の過半数の票を得た候補者を当選とする、(以下、第三選区の公告のみ)③投票者数の過半数の票を得た候補者の数が定数を超えた場合は、得票数の多い順に当選とする。

第一選区当選者:呂植

第二選区当選者:劉偉,朱蘇力

第三選区当選者:張兆東, 陳文申, 李蘭

(注) 投票率は筆者が計算した。

### 表10 再投票結果に関する公告

- 第一選区:有権者数8,905名. 投票者数7,414名. (投票率 実際の投票者数7,349名 83.3%),
- 投票者数の3分の1の票を獲得し、 第49条の関連規定に基づき、当選した。
  - (注) 投票率は筆者が計算した。

組 方 明 紙投票を行っ を獲得することができなかった。 日 そのことが で過 織 回目 有権者 E たも 的だったのでは 再投票 半 っ 選 ū 数 のと言える。 挙 投票参加 が の 人一 行わわ 票 たものと思 で を取 は一 ħ 票を投じた。 た。 ない 名し n 0 しか な 無 かと推測され、 そして二 言 か ゎ カコ 過 つ \$ n の圧 る。 半 たということは 力に 数 第 口 囯 このことから、 回 そ に 目 選挙区では、 'n 達 なって の 当選者が、 しな は の選挙 候 候補者選び自体に問題 かっ 1/2 補 でも、 者 白票 に対 たため、 多く 定員一 当選 0 する不支持 口 投票 目 の有 二名に 士 者 権者 は は 一月十八 対 か 口 渦 があ を表 半 な が

数

社会 で声 ß ける宣伝 %になるなどという話が をか 五 È 義 %を超えたということは、 は行 け 国 有 一では あってみんなで選挙 権 わ 者 投票 れるものの、 0 選 に 举 行 ^ の か ゕ 関 な 強制 つて 心 Ļλ Ē ع ば **処罰** 行っ 仕 され は 必ずし 事 聞 たとい や授業 るということは を受け か も高 n たが、 うことだろう。 の合間 る。 るため、 Ļλ 、とは 現 在参 に職場やクラス な 投 え **宗**率 加 な 67 を それ 呼 は び ま ゕ で

ŋ

目

両

ながりの欠如と、 |の有権者には たのでは な LJ 学部を超えた横 理科系関係 だろうか 学部ごとの結 浴者が 第 多 の 選 0

まれていたことから票が先生に流 ることは事前に ・える。 第二選挙区は 候補者 明らかであった。 の中に学生が 予想された結 名含 選

د ي

強さが伺

われれ

だろう。 された候補者選びがなされ、 挙結果で問題が起こらないよう配慮 三選挙区は そのため、 校長助理 北京大学から二名、 二名が共に当選することが考えられないことは、 文科系学部の保守的な傾 居民委員会から 向 一名は が見られる。

居民委員会関連の有権者数は

わからな

たぶん北京大学関連

の有権者のほうが多

د يا は 補者全員

が

2過半

数

の

票を得たことは、

意外 į, 2 いが、

と接戦だっ

たのか

B

n

な

V)

北京

大学関連

妥当な結果だ。

L 前 か に 明 ŝ

候 ゕ

事

北京市海淀区选举委员会 关于公布选举结果的公告

(98)海选字第 169 号

北京市海淀区选举委员会燕园街道分会第 区于一九九八年十二月十五日进行了投票选举。现 将选举结果公告如下:

-、该选区共有选民 7736 人。參加投票选民 6654 人。实投选票 6542 张。

二、根据《选举实施细则》第四十九条"选区全体 选民的过半数参加投票,选举有效。代表候选人获得 参加投票的选民过半数的选票时,始得当选"的规 刘 伟、朱苏力 获得参加投票的选民过半数 的选票,当选为海淀区第十二届人民代表大会代表。

第二選挙区の選挙結果に関する公告

ずなので、 北京大学が定数三名の独占をねらう動きがあったのかもしれ

割当てが単位ごとになっている。第二に、 なって選挙が実施されていること。例えば、 一での候補者選び 淀区人民政府やその出先などの行政機関ではなく、単位が中心に 興味深い点は、 やはり候補者決定のプロセスにある。 最終候補者の決定までは完全な密室で協議され、 選挙事務を単位の事務室が行い、

人民代表の

第一

に、

有権者全員 はまず決まらな れらの特徴 の結果は最終的なものではない。 いっさい情報が公開されないこと。また、 的に実施されていないこと。第四に、 理想的 そのことがこの選挙の本質をある意味で決定しており、 な選挙は、 の投票にかけることだろう。しかし、 から見てわかるとおり、現在の選挙方法には、 いだろう。 最低推薦者数をもう少し増やし、 そこで得票数をもとに決選投票を行って、 第三に、 候補者の獲得票数について公開されないこと。 予備選挙の方法が組によって異なっており、 その間予備選挙も実施されているが、それ自体 候補者の人数が多い 推薦された人全員を正式候補者とし、 ブラックボックスの部分が多す 民主的なものとは 当選者を決定する。 いので、 п えな っ 投票で

その間

の情報はすべて公開する。

また、

候補者による所信表明演説の機会を与え

者の行動を分析することにはなんらかの意味があるだろう。小さな選挙区とはいえ、立派 だけという「ゴム印」選挙が行われているわけではないことを示している。ここでの投票 とや、三つのイスをめぐって四人の候補者が接戦を演じた可能性があることは、 しか とし、制度上の問題をかかえながらも、 組織的な白紙投票が行われた可能性があるこ 信任する

人民代表の存在価値 有権者にとって、区・県レベルの人民代表というものにどれだけ

の価値があるのだろうか。そのことは、人民代表選挙の意義を考

な選挙の駆引きが展開されていたのである。

度の不備よりはむしろ中国の利益分配のシステムにあるのではないだろうか。 に指摘したとおりだ。しかし、有権者に人民代表が意味をもたないと思わせる原因は、制 これは多くの有権者がもっているイメージだ。人民代表選挙制度に問題があることはすで える上でのヒントになるだろう。海淀区の人民代表というのは、名誉職にしかすぎない。

この学生候補者が当選する可能性が低いことは、 第二選挙区では学生が正式候補者に選ばれていた。他の候補者二名の経歴に比べると、 選挙するまでもなく明らかであった。 他

面がある。そのため、学生候補者が所属する国際関係学院の有権者ぐらいは、彼女に投票 選挙には、自分たちの利益を実現するために人民代表大会に代表を送り込むという側

するのでは

な Ĺλ

かと私は考えた。

北京大学国際関係学院に所属するある有権者にこの質問

そもそも選挙自体に

関

心が

測

な

をしたところ、「人民代表大会というところは自分たちの利益を実現する場所では

過程で実施される「反復討論、 そこが大きな矛盾である。 |位を中心に選挙が行われているものの、人民代表大会は単位の利益実現の場ではない。 当日候補者名簿を見て、誰に投票するかを決めた」と言う。他方、 自分たちの候補を推そうなどという学院幹部の命令や学院内でのコンセンサスもな その時、 の主管部門との関係が重要であるため、 の利益を実現したいためなのかもしれないし、単に出席者自身の政治力の誇示な 出席者にその場で政治力を発揮させる動機は何か。学部から候補者を出 現在 民主協商」では、 の中国のシステムの中で単位が利益を実現するため 出席者の政治力がモノをいうことが推 単位としては人民代表大会に 候補者を決定する

全国規模の大企業は地方議会には関心を示

重要性は増してくるのではないか。

日本でも、

6 ا

例えば、

海淀区政府が主管する企業にとっては、

もちろんこうした事情は、

北京大学が

中央の教育部

直 属

関

だか

価値 の 表 機

を見 には

海淀区人民代

大会の

景には、 は、 さないだろうが、地元企業は大きな関心をもつだろう。その点では、日本と中国に大きな 私営企業の経営者が人民代表になりたがっているという現象が多く見られる。その背 はないように思われる。ある研究者によれば、現在、県・市レベルの人民代表大会で

ら許認可や優遇措置を獲得するしかない。 が整備されていない現状で、私営企業がよりよい経営環境を獲得するには、 しかし、 彼らとのチャンネルを広げるために、私営企業の経営者は人民代表になるのである。 私営企業振興に関する中央政府の政策や法律が不十分なことがある。政策や法律 それによってワイロなどの汚職も増える。このように、 そのためには、政府幹部に接近しなけれ 人民代表大会が党や政府 個別に政府か ばなら

る。 振興の政策や私営企業の地位を定めた法律が整備されなければ、 ら改革しても、 人民代表大会の役割強化が叫ばれている。 人民代表大会の改革は中国政治の構造的な問題と密接につながっているのであ 周辺環境、 本章の例で言えば、 ゆがんだ機能を果たしているケースもある。 しかし、 主管部門と個々の単位との関係、 人民代表大会の制度そのものをい 人民代表大会の改革 私営企業

の監督機関として期待される一方で、